

一般社団法人 日本デフ水泳協会
危機管理マニュアル

第 1 版

作成者	豊田 律
作成日	2022/4/5
最終更新日	2022/10/1

もくじ

第1	危機管理とは	3
1	目的	3
2	定義	3
第2	対象範囲	3
(1)	自然災害	3
(2)	事故	3
(3)	インフルエンザ等の感染症	3
(4)	犯罪	3
(5)	スポーツのインテグリティを棄損する事態	3
(6)	個人情報の流出	3
(7)	その他スポーツ団体の経営及び運営上の緊急事態	3
第3	体制	4
1	担当者の設定	4
2	ステークホルダーの緊急連絡先	4
第4	アクションリスト	4
1	初動アクション	4
(1)	第1発見者	4
(2)	広報担当者・事務局長	4
(3)	会長	4
2	役割分担表（【情報公開レベル 1】）	4
3	役割分担表（【情報公開レベル 2・3】）	5
4	公表基準	5
(1)	資格停止以上の処分を行った場合	5
(2)	報道が先行した場合	5
5	情報公開レベル	5
(1)	レベル1 ウェブサイト上での公開	5
(2)	レベル2 プレスリリース	5
(3)	レベル3 会長レク付記者会見	5
6	内部向けアクション	5
7	外部向けアクション	6
第5	各トラブル類型の個別の対応	6
第6	各規程類との連携	7

第1 危機管理とは

1 目的

この危機管理マニュアルは、一般社団法人日本デフ水泳協会（以下「本協会」という。）において発生し得る様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本協会における危機管理体制・対処方法等を定めることにより、本協会の選手及び役員等の安全確保を図るとともに、本協会の社会的な責任を果たすことを目的とする。

2 定義

第2 対象範囲

（1）自然災害

- ① 地震や津波による災害
- ② 台風、ゲリラ豪雨等の災害

（2）事故

- ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
- ② スポーツ団体の活動に起因する重大な事故
- ③ 役職員にかかる重大な人身事故

（3）インフルエンザ等の感染症

（4）犯罪

- ① 建物施設破壊、放火、誘拐、恐喝、脅迫及びサーバーへの攻撃を含む外部からの不法な攻撃
- ② 試合や競技会等に対する外部からの不法な攻撃
- ③ 団体役員や選手による法令違反、役職員による背任、横領等の不祥事
- ④ 所属選手その他関係者による刑事事件

（5）スポーツのインテグリティを棄損する事態

- ① 体罰・暴力
- ② パワーハラスメント・セクシャルハラスメント
- ③ ドーピング
- ④ 八百長
- ⑤ その他スポーツのインテグリティを毀損する事態

（6）個人情報の流出

（7）その他スポーツ団体の経営及び運営上の緊急事態

第3 体制

1 担当者の設定

役割	氏名	電話番号	メールアドレス
理事長	豊田 律	050-3605-1110	info@deafswim.or.jp
常務理事	鈴木 しのぶ		info@deafswim.or.jp
常務理事	藤川 彩夏		info@deafswim.or.jp
理事	大平 英一		info@deafswim.or.jp
監事	猪飼 聡		info@deafswim.or.jp

2 ステークホルダーの緊急連絡先

役割	氏名	電話番号	メールアドレス
理事長	田中太郎	050-3605-1110	info@deafswim.or.jp
常務理事	鈴木 しのぶ		info@deafswim.or.jp
常務理事	藤川 彩夏		info@deafswim.or.jp
理事	大平 英一		info@deafswim.or.jp

第4 アクションリスト

1 初動アクション

(1) 第1発見者

直ちに通報・連絡できるように連絡

窓口を周知（5 W1H に基づく報告）

(2) 理事

情報は予め定めた担当部門のスタッフにて集約し一括管理

(3) 理事長

事態の把握

2 役割分担表（【情報公開レベル 1】）

役割	やるべきこと	いつまでに
第一発見者（通報受信者）	事務局長・広報担当への情報共有	直ちに
理事（担当）	広報窓口の一本化	1 日以内に
理事	情報収集・情報公開レベルの把握 情報公開レベルに応じた対応、会長への報告	1 日以内に 1 週間以内に

理事長	事務局長からの報告を受け、次回理事会に上程するか判断	次回理事会までに
-----	----------------------------	----------

3 役割分担表（【情報公開レベル 2・3】）

役割	やるべきこと	いつまでに
第一発見者（通報受信者）	事務局長・広報担当への情報共有	直ちに
理事（担当）	広報窓口の一本化	3時間以内に
理事	情報収集・情報公開レベルの把握 理事会の招集 第三者委員会設置の要否判断	6時間以内に 1日以内に 1週間以内に
理事会	公式見解発表に向けた会議実施	1週間以内に
理事長	情報公開レベルに応じた対応	12時間以内に

4 公表基準

（1）資格停止以上の処分を行った場合

原則公表する。

（2）報道が先行した場合

事実確認を行い、公表することができる。

5 情報公開レベル

（1）レベル1 ウェブサイト上での公開

軽微な事案

（2）レベル2 プレスリリース

原則的な対応

（3）レベル3 会長レク付記者会見

特に重要度の高いもの（Ex. 組織的犯罪、インテグリティを毀損する事案、死亡事案）

6 内部向けアクション

情報収集・監視
事態を把握するための内部調査チーム編成 継続的な情報管理・監視
↓
足元の対応
窓口の一本化→クライシスレベルの把握

↓
団体内連携
理事会・コンプライアンス推進組織との連携
↓
対応方針策定
適切な会議体による議論・意思決定
↓
見解発表準備
クライシスレベルに応じた対応準備，外部チェック・会見の練習

7 外部向けアクション

初動メディア対応
6 時間以内のメッセージ 「現在、事態の把握に努めております」 だけでも OK
↓
被害者へのケア
弁護士等と連携して誠実な対応を
↓
スポンサーへの連絡
メディアの報道が第一報にならないように
↓
プレスリリース
情報公開の頻度を高く、窓口を一本化して行う
↓
(状況に応じて) 第三者委員会設置
役員が関与した組織ぐるみの不祥事や長期間に亘る不祥事の場合は設置すべき
↓
記者会見

第5 各トラブル類型の個別の対応

平成29年度スポーツ庁委託事業

スポーツ界のコンプライアンス強化事業

『スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン 不祥事対応事例集』

第6 各規程類との連携

- コンプライアンス委員会規程
- コンプライアンス規程
- アンチ・ドーピング委員会規程
- アンチ・ドーピング規程
- 処分規程